

令和7年11月21日

(下線部分改正箇所)

【新旧対照表】「個人情報保護指針」

旧	新	根拠法令等
第1条～第14条（略） （漏えい等の報告等） 第15条 第1項～第3項（略） 4 第1項による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 （1）個人情報保護委員会に報告する場合 <u>電子情報処理組織を使用する方法</u> （2）保護法第150条第1項の規定により、第1項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 施行規則第8条第3項第2号に定める報告書を提出する方法 第5項～第11項（略） (解説)（略）	第1条～第14条（同左） （漏えい等の報告等） 第15条 第1項～第3項（略） 4 第1項による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 （1）個人情報保護委員会に報告する場合 <u>施行規則第8条第3項第1号に定める報告書を提出する方法</u> （2）保護法第150条第1項の規定により、第1項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 施行規則第8条第3項第2号に定める報告書を提出する方法 第5項～第11項（略） (解説)（略）	個人情報保護法施行規則第8条第3項が改正されたことを機に、本指針（個人情報保護指針）第15条第4項第2号と平仄を合わせる改正を行う。
第16条～第31条（略）	第16条～第31条（同左）	
	附則 この改正は、令和7年11月21日から施行する。 (注) 改正条項は、次のとおりである。 第15条第4項を改正する。	